

川崎市公告第1181号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 8 年 8 月 26 日

川 崎 市 長 福 田 紀 彦

(案件 1)

競争入札に 付する事項	件 名	浅田小学校体育館冷暖房設備改修その他工事
	履行場所	川崎市川崎区浅田 2 丁目 1 1 番 2 1 号
	履行期間	契約の日から令和 9 年 8 月 2 0 日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和 7・8 年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第 2 条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 5, 0 0 0 万円(建築一式工事の場合は 8, 0 0 0 万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が 5, 0 0 0 万円(建築一式工事の場合は 8, 0 0 0 万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 5, 0 0 0 万円(建築一式工事の場合は 8, 0 0 0 万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技	

	術者でも可とします。 本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和 8年 9月 30日 14時 30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件 2)

競争入札に 付する事項	件 名	中央支援学校大戸分教室既存校舎トイレ改修工事
	履行場所	川崎市中原区下小田中 1 丁目 4 番 1 号
	履行期間	契約の日から令和 9 年 3 月 1 9 日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」又は「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「建築」）を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和 8 年 9 月 25 日 14 時 30 分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件 3)

競争入札に 付する事項	件 名	有馬中学校受変電設備改修工事
	履行場所	川崎市宮前区有馬 7 丁目 7 番 1 号
	履行期間	契約の日から令和 9 年 1 0 月 2 9 日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」又は「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 5, 0 0 0 万円（建築一式工事の場合は 8, 0 0 0 万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が 5, 0 0 0 万円（建築一式工事の場合は 8, 0 0 0 万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 5, 0 0 0 万円（建築一式工事の場合は 8, 0 0 0 万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が 5, 0 0 0 万円（建築一式工事の場合は 8, 0 0 0 万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が 4, 5 0 0 万円（建築一式工事の場合は 9, 0 0 0 万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書及び同項第 2 号により専任義務を緩和する場合の監理技術者を配置する場合は、2 現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が 1 億円未満（建築一式工事については 2 億円未満）の工事については 2 現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。	
契約条項を	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地）	

示す場所等	電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和 8年 10月 7日 14時 30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件 4)

競争入札に 付する事項	件 名	宮内市営住宅内水路改修工事
	履行場所	川崎市中原区宮内 3 丁目 9 番地内
	履行期間	契約の日から 1 0 0 日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話番号 0 4 4 - 2 0 0 - 2 0 9 9	
入札日時等	令和 8 年 9 月 9 日 1 3 時 3 0 分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件 5)

競争入札に 付する事項	件 名	市道扇町 2 号線側溝改修工事
	履行場所	川崎市川崎区扇町 1 2 番地先
	履行期間	契約の日から 1 5 0 日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、本工事の請負代金が 4, 5 0 0 万円（建築一式工事の場合は 9, 0 0 0 万円）未満となった場合は専任を要しません。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が 1 億円未満（建築一式工事については 2 億円未満）の工事については 2 現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 0 4 4 - 2 0 0 - 2 0 9 9	
入札日時等	令和 8 年 9 月 9 日 1 3 時 3 0 分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	伊勢橋ほか1橋橋りょう長寿命化修繕工事
	履行場所	川崎市中原区木月伊勢町2番地先ほか1箇所
	履行期間	契約の日から令和9年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「橋りょう」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。	
契約条項を	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）	

示す場所等	電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和 8年 9月 24日 13時 30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件 7)

競争入札に 付する事項	件 名 中丸子跨線人道橋補修工事
	履行場所 川崎市中原区中丸子 1 1 8 7 番地先
	履行期間 契約の日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。 (6) 令和 7・8 年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が 3 0 点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 5, 0 0 0 万円（建築一式工事の場合は 8, 0 0 0 万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が 5, 0 0 0 万円（建築一式工事の場合は 8, 0 0 0 万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 5, 0 0 0 万円（建築一式工事の場合は 8, 0 0 0 万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が 5, 0 0 0 万円（建築一式工事の場合は 8, 0 0 0 万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が 4, 5 0 0 万円（建築一式工事の場合は 9, 0 0 0 万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書及び同項第 2 号により専任義務を緩和する場合の監理技術者を配置する場合は、2 現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が 1 億円未満（建築一式工事については 2 億円未満）の工事については 2 現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和 8年 9月 24日 13時 30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件 8)

競争入札に 付する事項	件 名	多摩区内道路補修（緊急 2 6－2）工事
	履行場所	川崎市多摩区役所道路公園センター管内
	履行期間	契約の日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
参加資格	（1）川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 （2）川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 （3）次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 （4）令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 （5）川崎市多摩区内に本社を有すること。 （6）令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されていること。 （7）令和 7・8 年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第 2 条（1）イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。 （8）「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 （9）有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 （10）舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 （11）主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和 8 年 9 月 9 日 13 時 30 分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件 9)

競争入札に 付する事項	件 名	市道北加瀬 2 号線道路補修（打換）工事
	履行場所	川崎市幸区北加瀬 3 丁目 1 7 番地先
	履行期間	契約の日から 1 3 0 日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されていること。 (6) 令和 7・8 年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が 2 0 点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 0 4 4 - 2 0 0 - 2 0 9 9	
入札日時等	令和 8 年 9 月 9 日 1 3 時 3 0 分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	(1) 本工事は、「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式」試行対象案件です。 ア 開札後、本入札が有効に成立した場合は、「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」によって算出した最低制限価格（以下、「現行の最低制限価格」という。）及び予定価格を示した保留通知を入札参加者に発行します。 イ 積算疑義申立て期間終了後、現行の最低制限価格から予定価格の間にあった応札（以下、「有効札」という。）について、標準偏差を取り、有効札の平均±標準偏差の範囲内の平均値（1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を本入札の最低制限価格として設定します。 ただし、当該金額が予定価格に 1 0 分の 9. 5 を乗じて得た金額（1 0, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を超える場合にあっては 1 0 分の 9. 5 を乗じて得た金額を本入札の最低制限価格とします。 ウ 上記イにかかわらず、有効札が 5 者に満たない場合、あるいは予定価格超過により、再度入札となった場合については、現行の最低制限価格を本入札の最低制限価格とします。詳細は「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式試行要領」第 3 条及び第 4 条を御覧ください。 (2) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

競争入札に付する事項	件名	市道東田町3号線道路補修（ショッピングモール）工事
	履行場所	川崎市川崎区東田町3番地先
	履行期間	契約の日から令和9年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和 8年 9月 9日 13時 30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	(1) 本工事は、「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式」試行対象案件です。 ア 開札後、本入札が有効に成立した場合は、「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」によって算出した最低制限価格（以下、「現行の最低制限価格」という。）及び予定価格を示した保留通知を入札参加者に発行します。 イ 積算疑義申立て期間終了後、現行の最低制限価格から予定価格の間にあった応札（以下、「有効札」という。）について、標準偏差を取り、有効札の平均±標準偏差の範囲内の平均値（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を本入札の最低制限価格として設定します。 ただし、当該金額が予定価格に10分の9.5を乗じて得た金額（10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を超える場合にあっては10分の9.5を乗じて得た金額を本入札の最低制限価格とします。 ウ 上記イにかかわらず、有効札が5者に満たない場合、あるいは予定価格超過により、再度入札となった場合については、現行の最低制限価格を本入札の最低制限価格とします。詳細は「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式試行要領」第3条及び第4条を御覧ください。 (2) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

競争入札に 付する事項	件 名	市道塩浜 26 号線道路整備工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜 3 丁目 15 番地先
	履行期間	契約の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「舗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、建設業法第 26 条第 3 項ただし書及び同項第 2 号により専任義務を緩和する場合の監理技術者を配置する場合は、2 現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が 1 億円未満（建築一式工事については 2 億円未満）の工事については 2 現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。	
契約条項を	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地）	

示す場所等	電話番号 ０４４－２００－２０９９
入札日時等	令和 ８年 ９月 ２４日 １３時 ３０分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	（１）本工事は、「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式」試行対象案件です。 ア 開札後、本入札が有効に成立した場合は、「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」によって算出した最低制限価格（以下、「現行の最低制限価格」という。）及び予定価格を示した保留通知を入札参加者に発行します。 イ 積算疑義申立て期間終了後、現行の最低制限価格から予定価格の間にあった応札（以下、「有効札」という。）について、標準偏差を取り、有効札の平均±標準偏差の範囲内の平均値（１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を本入札の最低制限価格として設定します。 ただし、当該金額が予定価格に１０分の９．５を乗じて得た金額（１０，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を超える場合にあっては１０分の９．５を乗じて得た金額を本入札の最低制限価格とします。 ウ 上記イにかかわらず、有効札が５者に満たない場合、あるいは予定価格超過により、再度入札となった場合については、現行の最低制限価格を本入札の最低制限価格とします。詳細は「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式試行要領」第３条及び第４条を御覧ください。 （２）詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

競争入札に 付する事項	件 名 令和 8 年度船溜道路改良工事
	履行場所 川崎市川崎区東扇島地内
	履行期間 契約の日から令和 9 年 1 月 2 9 日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和 7・8 年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が 70 点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「舗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、建設業法第 26 条第 3 項ただし書及び同項第 2 号により専任義務を緩和する場合の監理技術者を配置する場合は、2 現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が 1 億円未満（建築一式工事については 2 億円未満）の工事については 2 現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和 8年 9月 24日 13時 30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。